

～SEAGULLSバスケットボールクラブ 会則～

《第1章 総則》

第1条（名称）

本スクールは、「SEAGULLSバスケットボールクラブ」（以下、本クラブという）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及および技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

第3条（運営）

本クラブは代表者が適切に管理運営する。

《第2章 会員の資格、入会・退会など》

第4条（会員の資格）

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

1. 本クラブの目的に賛同し、会則を遵守できる者。
2. 心身ともにバスケットボールをおこなうことに適した者。
3. 特別な理由がない限り、積極的に練習に参加する意思のある者。

第5条（法定代理人の同意）

本クラブの会員になろうとする者は、親権者もしくは法定代理人による本クラブ会則の承認、および入会の同意を得なければならない。

第6条（入会）

本クラブへの入会を希望する者は、所定の手続きをおこない、本クラブの承認を得なければならない。

1. 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブの代表者、または担当指導者に提出するものとする。
2. 前項の入会申込書の提出に際しては、所定の入会金を持参するものとする。
3. 本クラブの会員となることを希望する者は、代表者、または担当指導者が入会申込書を審査し、その入会を承認したときに会員となるものとする。
4. 本クラブは入会を承認しなかった場合および18条2項に定める場合を除き、理由の如何を問わず、入会金は返還しない。

第7条（会員資格の有効な期間、および地位）

1. 本クラブにおける会員資格の有効な期間は、毎年4月1日、もしくは入会日から、翌年3月31日までとする。
2. 退会の申し出がない場合、会員の資格は自動更新される。
3. 会員は、その会員たる地位を他人に譲渡することはできない。

第8条（体験）

1. 入会を希望する者は、入会前に2回まで練習への体験参加をすることができる。ただし、不定期のSEAGULLSミニに関しては体験を1回とする。
2. 体験における怪我や事故については、本クラブは一切の責任を負わないこととする。

第9条（休会）

会員個人の都合により長期の休みが必要な場合、担当指導者に承認を得ることにより、本クラブを休会することができる。

1. 休会期間中は、会費が発生しない。
2. 休会期間を延長しなければならない場合、担当指導者にその旨を伝えなければならない。

第10条（退会）

1. 会員は、代表者に退会届を提出することにより、本クラブを退会することができる。退会届は原則書面で提出するものとする。
2. 退会は、代表者に退会届が到達した日を起算に、その月の末日をもって会員資格を失うものとする。
3. 会費の滞納がある場合は、退会までに滞納額を納めなければならない。
4. 退会日より将来の会費が支払われている場合、過徴収分の会費は返金する。
5. 月の途中で退会届を提出した場合でも、会費を日割または実施回数で割っての返金はおこなわない。

第11条（除名等）

代表者は、会員が次の各号の一つにでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または除名することができる。

1. 会員が会費等の支払いを滞納し、クラブが催告したにもかかわらず納入しない場合。
2. 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
3. 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
5. 第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
6. 本クラブが会員として不相当と判断した場合。

《第3章 指導および会費の支払いなど》

第12条（指導）

会員は原則として、週に1回、所属する指導日・指導時間に限り、担当指導者から指導を受けることができる。不定期開催のSEAGULLSミニについては、都度指定する開催日の指導時間の範囲内に限る。

第13条（入会金、保険代と月謝）

1. 入会金は6,000円とし、各個人のクラブTシャツ、スポーツ保険等に充てる。
ただし、ミニについては入会金を徴収せず、年度毎に保険代800円のみ徴収する。
2. 特例として、中学3年時の3月入会の場合は入会金が発生しない。月謝のみの徴収とする。
3. 月謝は4,000円とし、クラブの運営費、指導料などに充てる。ただし、兄弟で加入した場合、2人目以降は月謝を3,000円とする。不定期開催のSEAGULLSミニに関しては、1回1,000円とする。

第14条（入会金と月謝の支払い）

1. 入会金、および保険代は、入会手続きの際に現金で支払うものとする。
2. 会員は原則として、本クラブの定める月謝を、月の最初の練習日に支払うものとする。単月分のみならず、当月以降の複数月分を支払うことも可能とする。
3. 本クラブに納入された入会金、月謝等は、会員にどのような事情が生じた場合でも返還しない。ただし、休会や退会等、特別な事情がある場合は除く。
4. 退会手続きを完了していない場合、月謝の支払いをしなければならない。
5. 本クラブは、一切の通知なく3ヶ月を超えて会費を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をすることとする。

《第4章 その他》

第15条（会場までの送迎）

会員の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保障をするが、その他の事項に関して本クラブは一切の責任を負わない。

第16条（欠席連絡）

原則、当日の練習に参加できない場合、担当指導者に連絡をすることとする。

第17条（クラブの廃止）

本クラブは、3ヶ月前に予告することにより、本クラブを廃止することができる。

第18条（クラブ廃止の効果）

1. 本クラブが本クラブを廃止したときは、会員は、その会員たる地位を失う。
2. 前項の場合、納入済の入会金は、入会して1年以内の会員に限り、月割で計算し、無利息にて返還する。
3. 会員は、本クラブを廃止した場合といえども、本クラブに対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることができない。

附則

2005年6月 制定

2011年4月 一部改訂

2012年4月 一部改訂

2013年4月 一部改訂

2014年4月 一部改訂

【お問い合わせ・お申し込み】

SEAGULLSバスケットボールクラブ

代表：白澤 卓(しらさわ たかし)

住所：〒259-1126 伊勢原市沼目2-21-7

TEL：0463-26-6745

FAX：0463-95-9168

Mail: info@seagulls-bb.com

URL : <http://www.seagulls-bb.com>

クラス一覧(2014年度)

曜日	クラス名	対象	時間@場所
月曜	伊勢原	小学6年生～ 中学3年生	19～21時 伊勢原市立山王中学校
	小田原	中学2年生～ 中学3年生	19:30～21:30 小田原ビジネス高校
	小田原サクセス	小学6年生～ 中学1年生	19:30～21:30 小田原ビジネス高校
	平塚ミニ	小学3年生～ 小学5年生	19～21時 県立大磯高校
火曜	横浜	小学6年生～ 中学3年生	18:50～20:50 横浜市立黒須田小学校
	藤沢	小学6年生～ 中学3年生	19:30～21:30 藤沢工科高校
水曜	相模原	小学6年生～ 中学3年生	19～21時 相模原市立相武台中学校
	相模原ミニ	小学3年生～ 小学5年生	18:30～20:30 相模原市立相武台中学校
	東戸塚	小学6年生～ 中学3年生	18:45～20:45 横浜市立境木中学校
木曜	厚木	小学6年生～ 中学3年生	19～21時 県立厚木西高校
	小田原ミニ	小学3年生～ 小学5年生	19～21時 県立大井高校
	厚木ミニ(不定期)	小学1年生～ 小学6年生	19～21時 県立厚木西高校
金曜	平塚	中学2年生～ 中学3年生	19～21時 県立大磯高校
	平塚サクセス	小学6年生～ 中学1年生	19～21時 県立大磯高校

※練習場所は、会場の都合により変更されることがあります。

随時、ホームページにてご確認ください。